

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
東京都港区東新橋1丁目5番2号
全日本空輸株式会社
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
全日本空輸株式会社
東京国際空港国際貨物 保税蔵置場
東京都大田区羽田空港2丁目6番3号
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄筋造平屋建
1棟及び土地1箇所 13,482.68平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物、機用品及び仮陸揚貨物
- 5 許可期間
自 平成22年10月14日
至 平成28年 6月24日

平成22年10月14日

東京税関長 梅本 守